

## 刑事訴訟法の再審規定の改正に関する意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となりうる地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されていない。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

先般、法制審議会は、再審手続に関する刑事訴訟法の改正要綱（骨子）を採択し、法務大臣に答申したところであるが、検察官の不服申立ての取扱いなど再審制度の在り方についてはなお様々な意見がある状況である。

国においては、刑事訴訟法の再審規定の改正に当たっては、幅広い理解が得られるものとなるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

愛媛県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
内閣官房長官